

平成28年度 第1回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	平成28年6月30日（木）午後2時から午後4時まで
開催場所	新宿区役所 6階第二委員会室
出席者 （名簿順）	神長美津子委員、小高潤委員、勝川純子委員、齋藤宏子委員、花島治彦委員、青野啓子委員、千葉伸也委員、西内隆昭委員、石渡登志江委員、佐藤光子委員
欠席者	高橋貴志委員、宮崎豊委員、前田香織委員、鶴巻祐子委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 議事 新規開設の保育施設について 4 報告 （1）待機児童解消に向けた取り組み及び学童クラブの利用状況について （2）私立幼稚園の定員拡充 5 その他 6 閉会

1 開会

2 会長挨拶

（会長） この新宿区の子ども・子育て会議は、これから未来を担う子どもたちのために、何がよいのかということそれぞれの立場の方々から話をいただきながら一步一步進めていくことが大事だと思っている。皆さんに支えられながら、皆さんの意見をいただきながら会をまとめていきたいと思っている。

なお、本日の進行について、次第の進行順では、議題、報告の順になっているが、先に報告の「（1）待機児童解消に向けた取り組み及び学童クラブの利用状況について」から始めて、その後議題に進めさせていただく。

3 報告

（1）待機児童解消に向けた取り組み及び学童クラブの利用状況について

（事務局）資料に基づき説明

（委員A）保育士の確保がニュースでも話題になっているが、公立と民間の保育士の給与の格差を解消するような仕組みはあるのか。

また、保育園のプールを認証保育所に貸して利用しているという話を聞いて、いい取り組みと思った。このような区の認可保育園の施設を小規模園等に貸し出

すようなことは、今後活発化していくのか。

(事務局) 処遇改善のため、特に賃金について、区の財源を投じていくという方法はあるとは思いますが、国全体として底上げを図ってもらう必要があると思うので、財源の投入について、国に対して要望していきたいと考えている。

現状では、施設を運営するに当たり、公定価格を定めて、運営費が支払われるが、その中に処遇改善の加算があり、また、東京都の補助金で保育士等キャリアアップ補助金というのがある。これは東京都の財源で、法律で決められている処遇改善に加算をするという補助制度で、区としてはそれらを活用して賃金面での処遇改善を図っている。

保育士確保については、昨年同様、ハローワーク新宿と連携して今年度も就職相談会の開催を予定している。東京都の財団との連携で、区内の事業者を招き、面接会のような会の実施などを計画している。また、民間の保育士に、区立園の園内研修に参加してもらったり、保育士同士で意見交換を行えるような場づくりなどを順次始めている。

また、園庭やプールの貸し出しについては、今現にいくつかの園同士でそういった交流が行われているが、区としては全ての保育施設で子どもが同じように保育を受けられる環境整備が必要であるという認識のもと、個別の園について具体的にどのような状況かを調査している。

(委員B) 本園も小学校と同じ敷地内にあるので、園庭のほかに校庭なども使える施設になっている。近くの認証保育所と交流しており、その園は4歳、5歳の幼児クラスには1クラスに2、3人しかいないので、小学校に上がる前に、集団を経験させるため、本園の園児と一緒に遊ぶ機会を設けている。

(委員C) 保育園同士の交流について、大変結構なことだと思うが、園児一人当たりの園庭面積が維持されているのか。また、隣接していない園への移動の際に危険はないのか。

あと、区では待機児童解消の成果を上げているが、質は担保されているのか。また、保育士不足は、広く知られているが、その影響は幼稚園にも及んでいる。幼稚園教諭の質の低下も招かないよう幼稚園教諭の確保にも区として協力体制を構築してほしい。

(委員D) 本園にも園庭がなく近隣に小学校も保育園もないが、児童館が協力してくれて、プールや体育館を貸してくれている。

(委員E) 本園も、午前中は近隣の公園に行くが、他園の園児も利用するので、ほぼ50人、60人ぐらいの子どもたちが一つの公園で遊んでいるという状況になったりすることがある。

近隣住民から騒がしいと言われることもあるので、住民の方々の理解も得られるような働きかけをしていかななくてはいけない。地域の中で子どもたちの育ちを確保していくためには、地域の方たちとも交流を深めなければならないと思う。

園庭がなくても、公園でいろいろな体験ができるし、また、道すがら商店街の人に声をかけてもらったりするということもあるので、逆によい面もあると思う。

保育士確保について、やはりまず公立の保育園、幼稚園を目指す人がいてその残りの人たちを民間で取り合っているという感じがする。多様な就労に对应していくために長時間の保育を実施することも多くなっており、そこで働く保育士たちが長時間拘束されるというような場面も出てくるし、シフト制でなるべく過重にならないようにしてもなかなか大変だと思う。東京都のサービス運営費なども使って充実しているところではあるが、それでも保育士たちの負担は大きいと思う。せつかく確保した保育士たちが長く勤められるためにも、処遇改善として、金銭的なものだけではなく、配置基準の見直しも含めて工夫が必要である。そして、キャリアアップとか研修制度も充実させるようにと言われているけれども、園を挙げてバックアップしないと一人の職員も研修に参加させられないという状況もあると思う。賃金だけではなくて保育士のライフプランにまで考慮ができたらいいと思う。

(会長) 幼稚園教諭も含めて保育者の処遇改善については、ようやく国でも関心を持って動き始めてきており、区としても国や都の事業等も利用しながら、できるだけバックアップできるような体制をとっていきたいという話もあった。常に関心を持ちながら質の向上を心がけていくことは大事なことかと思う。

(事務局) 資料5に基づき説明

(委員F) 学童クラブの利用希望について、資料5に27年度の利用人数は1,512人とあるが、実質的な需要で見ると、1,414人という説明であった。それでは、平成28年度の1,610人に対しては、需要はどのくらいなのか。

(事務局) 27年度は出席予定数が1,414人だが、機能拡充ひろばを選択していない待機児童51人を含めると1,465人となる。28年度については、出席予定数が1,447人で、機能拡充ひろばに登録していない待機児童が21人なので、総需要数が1,468人になる。

(委員F) 事務局の説明によると、総枠では足りているとのことであるが、保育所と同様に、地域による偏在があると思う。今後どのような対策をとっていく予定なのか。

(事務局) 学童クラブの場合は、子どもがひとりで学校から通って自宅に帰るため地域というより個々の学童クラブについてどうなのかということが大事だと思っている。

新宿区の特徴としては、全ての学童クラブが児童館や放課後子どもひろばと併設なので、専用の学童クラブ室や安全に遊べるスペースがある。そういう場所を活用して、専用室が狭くても伸び伸びと遊べる環境は用意している。

また、機能拡充放課後子どもひろばを27年度から始めており、時間延長型という夜7時まで利用ができ、出欠の管理をするという機能に、さらに加えて、休日は朝8時から利用でき、おやつを適切な時間に提供する学童クラブ機能付きひろばを平成29年度はさらに4校増やし充実させていく。

しかしながら、機能拡充ひろばをやっても、定員オーバーが続く学童クラブが

もしあるとすれば、そこについては専用スペースを拡大することを検討していかなければいけないと思っている。

(委員 F) 保育所と同じように、学童クラブも毎年7%ずつぐらい需要が伸びているというのは以前から指摘しているとおりなので、引き続き子どもたちの居場所をきちんと確保するよう努めていただきたい。

また、児童福祉法で決められている学童クラブだけではなく、放課後子どもひろばなど選択肢を設けることはいいと思うが、親の需要や、地域の需要に応じた拡充を引き続きお願いしたい。

(委員 A) 学校の校区以外の学童クラブに空きがあれば利用できるということを情報提供していただけると助かる。

また、子どもの居場所として多様性があるといいと思う。例えば他県の事例で民間の保育園が学童クラブもやっていて、小学校に上がっても、学校が終わったらその保育園に帰ってきて夕飯を提供してもらえると聞いて、うらやましいと思ったので、検討いただけたらと思う。スポーツを活動の中心に取り入れる学童クラブもあるとよい。

学童クラブでは、校区の小学校を中心に予定が組まれているので、私立の学校に通っている子どもの居場所を考えることも大事だと思う。

(事務局) 学童クラブについては、ホームページに、4月1日現在の空き状況が出ている。また、学童クラブと通常の放課後子どもひろばについては、新宿区民であればどこでも利用できるが、学童クラブについては一つの学童クラブに登録すれば他のクラブは登録できない。通常のひろばは、複数の小学校を利用できる。

また、私立だと学校の休みも違ったりするので対応が難しいという指摘だが、学童クラブの場合は、仮に一人の子どもが学校休業日で朝から来る場合にも対応できるようになっており、児童館も利用することができる。

ただし、学童クラブ機能付きの放課後子どもひろばについては、その学校の子どものみが利用できることとしていたが、その学校の休業日や時間に合わせていただく形になるが、私立小学校の児童でも利用できるように、今年の夏休みから始める準備を進めている。

(委員 C) 学童クラブや放課後子どもひろばについて、活動内容や一定の水準が確保されているか。精査する機会はあるのか。

(事務局) 区立の学童クラブについては、全て業務委託しているが、区の職員が2週間に1回程度巡回して現場の状況を確認したり、現場の指導員と相談する機会を設けている。また、本社の方々とも定期的に情報交換して運営内容を確認している。

学童クラブは、職員の基準もあり、保育士や教員免許など、一定の資格を持った職員が従事している。

放課後子どもひろばは、責任者が1人と支援員が4人の計5人のうち1人が学童クラブと同様の資格を持つことが望ましいということにしている。基本的にはほとんどのひろばで有資格者が配置されている。

また機能つきひろばについては、資格がある職員を配置させている。ただ、子どもたちの自主的な遊びや学びを支援するため、学童クラブのように職員主導でいろいろな遊びをコーディネートすることは、放課後子どもひろばの場合にはできるだけ少なくしようとしている。

ボランティアなど地域の方たちの協力を受けながら伝統的な行事をするなど、さまざまな工夫もしており、子どもたちの自主性を尊重しようという点では違いがあるが、適切な運営がなされていると認識している。

(委員G) 学童クラブの運営協議会は、地域の代表、保護者の代表、区の職員が参加して、運営の質が保たれているか協議している。また、学童クラブを利用している子どもや保護者にアンケートをとって、その結果が運営協議会で公開され、その後、すべての利用者に公開される形で、運営の質が向上するような取り組みがされている。

学童クラブは委託事業なので、5年に1回委託業者の再選定が行われる。この再選定とは別に、来年度も今の事業者でいいのかということを経営協議会で判断している。年に1回、事業者が判断される機会がある。

(事務局) 放課後子どもひろばでも利用者アンケートは毎年っており、基本的に非常に高い評価をいただいている。

(委員H) 各地区に学童クラブがあるが、差別化を図るということはできるのか。あそこがいいから遠くてもあそこへ行こうという、そういう選択はできるのか。

(事務局) 新宿区民であれば、どこの学童クラブを選択することも自由にできる。

(委員H) 選択できるけれども、どこも同じようなので、もっとすごく個性的な学童クラブがあってもいいのではないかと思う。

(事務局) 区立の27の学童クラブについて言えば、やはり区が求める最低水準というのがあるので、基本的な業務要求水準を示して、それを上回る場所でさまざまな各事業者の提案をいただき、その範囲であればいろいろ工夫してやっていただくということはあるが、非常に独創的ということなかなか難しい。

(会長) 多分、学童クラブは、教育の場とは違って、子どもたちの生活を支え、その中で自立を支えていくものなので、子どもたちの暮らしを支えるという視点になってくると思う。だから、特色があってはいけないわけではないが、日常の生活をいかに豊かにしていくのかという視点が非常に重視されると思う。

5年間ごとの評価を見ながら質の充実を図っているというのが、今の取り組みなのではないかと思っている。

(委員G) 地域によっても保護者の方が求めるものが違う。

例えば、私どもの学童クラブでは、必ず30分は学習タイムという宿題をやったりするための時間をとっているけれども、地区によって、勉強時間の取り方も多様で保護者のニーズも違う。

新宿区の共通のルールというのがあるので、それを守った上で各学童クラブが独自の個性というのを発揮することはできる。

例えば、私どもの学童クラブでは、1、2、3年生を縦割りのグループにして活動するようにして、3年生が1年生の子の面倒を見るようなことをなるべく取り入れている。

(委員C) 幼稚園の預かり保育も同様に、幼児教育の延長線上に位置づけられているという考えのもとにやっている。

放課後子どもひろばにしても、誰でもいいから子どものそばに人がいればいいというものではない。

放課後子どもひろばも学童クラブも、そういった側面を多分に持っているはずなので、大人にわからないような繊細な部分を持っていたり、携帯端末からいろいろな知識を得ている子どもたちにも対応していけるような人材の教育が必要ではないか。

子どもたちの主体的な活動があって、それを援助する現場の担当者がいるという形があるべきなのに、どうなっているのだろうと不安に思う事例があったので、現場を注意していかないといけないのではないかと思った。

(事務局) 放課後子どもひろばでも、もちろん各事業者もそれぞれ現場だけに任せるのではなくて、現場をフォローするバックアップ体制をとり、巡回指導や職員の研修などをやっていただいている。

また、区としてもさまざまな研修を用意して、事業者の方にも参加していただくようお願いをしている。

保育士資格や教員資格などの資格は、放課後子どもひろばの場合は全ての職員に求めているが、子どもの健全育成にかかわる事業に従事していただく方々なので、それにふさわしい方をお願いしている。

現在、大きな批判をいただいているということはないと把握しているが、そういうことを見かけたり気になることがあれば情報提供いただけるとありがたいと思う。

(会長) 保育所と同様、学童クラブの場合も、質を確保していくことが非常に重要だと思う。

いわゆる仕組みはできているけれども、それがうまく運用されていくためには、こういう会議で話題にしながら、点検したり、また、それぞれに関心を持って見ていくということが大事ではないかと思う。

4 議事

新規開設の保育施設について

(事務局) 資料に基づき説明

(委員F) 資料1-1「仮称ほっぺるランド牛込」と資料1-3「仮称都庁内保育所」について、ほっぺるランドの定員は、0歳12人で1歳から3歳までそれぞれ20人であるが、4歳、5歳になるとそれぞれ15人になる。都庁内保育所は、0歳12人で1歳から2歳までは、それぞれ18人となっている。ほっぺるランドの場合

だと3歳までいた20人のうちの5人、あるいは、都庁内保育所だと2歳までいた18人は、その後、就学までどのようにして対処していけばいいのか。

(事務局) やはり現状としては0歳、それから1歳の待機が非常に多いので、どうしても定員設定としては1歳を手厚くしようとなるが、ただ、当然面積が限られているので、なかなか思うようにいかない状況である。

まずは、3歳以上の定員の枠がないところについては、連携施設というものを27年の制度改正以降、5年間の経過措置の中で設定していくことになっている。

それから、年齢到達によりほかの園に移る場合に、入園・認定係で保護者の方に丁寧な聞き取り等をして納得いただいた上で転園ができるよう、丁寧な対応を考えていきたいと思う。

また、ほpperランド牛込の件については、安定した運営が見込めた後、年齢の上限枠を変更していく形の提案も受けているので、区でもきちんと確認しながら、適宜定員については適切なもの、保育の連携がきちんとできるものに変えていくように考えていきたい。

(委員F) そういった事情があるにせよ、自分の子どもだけが行けないということになると、子どもは寂しい思いをするので、きちんとした連携を図れるように聞き取りをしていただければと思う。

(委員I) 連携施設の設定について、連携というのは1回認可の園に入ったら必ずどこか認可の園に移れるルートが確保されているのか、それとも、もう一回入園の手続から始めなければいけないのか。

(事務局) 都庁内保育所以外にも下落合の事業所内保育所や保育ルームでは、2歳までの定員設定となっている。

2歳までの子どもを預かっている施設については、きちんと連携施設を確保していくことは、喫緊の課題と思って準備をしているところで、確実に3歳以降の保育園に入れるような仕組みを今検討している。

(委員H) 事業所内保育所のように、職場と保育所が一体となる施設というのはこれから増えていくのか。

(事務局) それは、事業所の考え方にもよる。地域型保育事業としての事業所内保育所のほか、国が独自で設定している企業主導型事業所内保育所があり、これは最近国が大きく力を入れてきているという状況もある。これらの開設についての問い合わせは、まだそれほど多く受けていない状況にある。

(委員H) 仕事場と保育園が一緒ということは一見とても便利で、子どものためにも、親のためにも負担が少なくなるように思えるけれど、実は、全部女性に負担がかかってくるのではないかと懸念している。

(委員G) 事業所内保育所については、内閣府が主導で補助金を出しているけれども、認可保育園の開設と同じぐらいの補助金が出るようになる。今まで会社が保育園をつくるときの開設補助は、せいぜい1,000万円から2,000万円ぐらいだったのが、今回は最高で8,000万円ぐらいまで出るようになり、運営費もかなり補助金が多

くなっている。内閣府への企業からの問い合わせは非常に多くなっている。

ただ、会社も保育園もいろいろなハードルがあり、満員電車で子どもを連れてこられるかとか、本社ビルの10階や20階に作って欲しいとか言われるが、保育施設なので1階や2階になると言うと、1、2階を保育園にするのはトップの大きな判断になるなど、問い合わせは非常に多いが、実際に設置に踏み切るかどうかは未知数である。

(会長) 大学でも、事業所内保育所設置の要望が高くなっている。事業所内保育所は、一定の条件を満たせば、それに対する支援をしてくれるという形なので、その条件に当てはめてつくるかどうかというところで企業も大学も悩むところだと思う。働く女性の負担が大きくなるという意見も見られる中、女性の生き方とか、男性の生き方も含めて、子どもを中心にどのように暮らしを設計していくのかという議論の中で、こういう施設はどうかということをも提案したり、それでは何が足りないとか、いろいろ議論をしていくことが必要なのではないかと思う。

(委員E) いろいろな枠組みの保育施設が設けられることで、働く方たちも短時間勤務とか、週3回の勤務とか、柔軟な働き方ができるようになる。

4月に入園しないと後から入れないから、少し心配だけれども入園したという声を聞くので、1歳まで育休を使ってじっくり子どもと向き合った上で、週に3日から始めるみたいな形で勤務復帰ができるような、そういう働き方ができるという意味で、企業内の保育園は魅力的なのかと思う。

ただ、保育所はできても、実際に保育士の確保ができるのかは非常に大きな課題である。小規模であるほど乳児の比率が高くなり、当然保育士も必要になってくる、経験ももちろん必要になってくるということで、質が担保できるのかは大きな課題だと思う。

働くお母さんたちにとって、柔軟な働き方ができるというところでは魅力的な仕組みだとは思いますが、運営する側は結構シビアな問題ではあろう。それを企業がバックアップするということが前提にあるので、福利厚生の一部としてやれるところがうまくいけるのかと思う。

先ほど説明があった都庁内保育所のモーニングカフェとか洗濯サービスについて、ニーズは調査された上での事業提案なのか。

(事務局) ニーズ調査の実施の有無について、詳しい聞き取りまではしていない。モーニングカフェについては、少し懸念しており、そのため、慎重にやっていただくよう伝えている。提案者側もまずは、モデル的にやってみようかという形に変わってきている。

(委員A) 都庁内保育所について、保育園までの道路の状況、自転車やベビーカー置き場の確保がどうなっているかわからない。

あと、洗濯サービスについて、親の負担は減るけれど、自分の持ち物をたんすにしまって出してというやりとりがなくなることが、子どもの育ちにどう影響していくのかと思うこともある。

5 報告

(2) 私立幼稚園の定員拡充について

(事務局) 資料に基づき説明

(委員C) 豊多摩幼稚園は新園舎を建て、敷地面積も、室内の面積もかなり増えたことに伴っての定員拡充である。今回の大幅な定員拡充によっていろんな意味で貢献されていると思う。

6 その他

(委員I) 以前、廃校した四谷第三小学校跡に開設した信濃町保育園分園に、2年間限定と言われたが、それまでの無認可保育園に不安を持っていたので、転園させた。2年後に出なければならぬ時に継続してもらうよう保護者たちで署名したり、お願いしたりしたことがあった。

一度入園したら、小学校入学まで利用できるという見通しが立っていることが本当に安心につながると思う。

四谷第三小学校跡の施設を使える期間だけでも保育園として復活させるとか、建物を区が提供して、中身の運営を民間の業者に委託するなどの運営方法もあると思うので、連携施設の整備をぜひお願いしたい。

(委員C) 事業所内保育所の地域枠は、0歳、1歳、2歳でそれぞれ半分の人数で、そうすると、電車に乗って子どもを預けに来るといふ人はもしかしたら少ないのかもしれない。

また、ほっぺるランド牛込の4歳、5歳の定員を30名ではなく15名に設定するということは、それだけニーズが少ないということだと思うが、一部の保育園でも3歳になるころから幼稚園に行ったりとか、この4歳、5歳の設定をあえて半分にしているのはそういったニーズ、傾向を受けての設定なのかと思っていた。

また、モーニングカフェや洗濯サービスについて、いろいろとサービスが拡充していくのはいい面がある一方で、本当に親として大丈夫なのかという両刃の剣でもあるかと思った。

(事務局) 連携園について、区の基本的な考え方としては、待機児童を解消していくために、まず賃貸物件を活用した認可保育所の整備を考えている。0歳から2歳までの、小規模保育とか事業所内保育所というもの、確かに他の自治体ではどんどん進めて待機児童の数を減らしているという状況はあるが、ここでの皆さんからの意見もあるとおり、保育の連続性とか保護者の不安というところを顧みないで進めるということは、現在区としては考えていない。

ただ、実際に保育ルームとかがあるので、連携の課題についてはしっかりと対応させていただきたい。

それから、事業所内保育所の地域枠について、先ほど委員から半分程度ではないかという話があったが、こちらの事業所内保育所は定員48名で、区の条例では、定員が41名から50名の場合は12人以上というのが基準になっている。こ

これは、国から示された基準と全く同じであるが、それに対して倍の地域枠を今回は提案いただいている。

それから、いろいろなサービスがどんどん広がっていくことを懸念するという話があったが、保育所への送迎が負担だということから送迎サービスをしている自治体もあるので、今後そういった提案もあれば、他の自治体の様子について、視察や聞き取りなどを行なって、本当に区内でこのようなサービス提供がなじむのかなどきちんと見きわめていきたいと考えている。

(委員 E) 保育所の空き情報を早目に把握することで、2歳になったら引っ越しも含めて考えたりできるよう、情報をなるべく早目に伝えてあげる必要はあるかと思う。

ただ、今年はあるけれども来年はないということもあるので、少なくとも連携園として、どの園とどの園を想定しているとか、公園で一緒に遊んだりすることで、その園の雰囲気はわかっていたりすると、保護者も心配なく次の園に引き渡せると思う。

やはり乳児から幼児に上がっていくというところは不安も大きいだろうし、特に保育士の数も少なくなっていくので、子どもも不安になる、受け入れる方も準備が必要ということを見ると、なだらかに送り出したり、受け入れたりとすることができる仕組みもあわせて考えていただくといいと思う。

連携園という仕組みがどうしても必要であれば確保すべきだと思うし、逆に2つの園を知ることができるというメリットにもつながる。

企業内保育所について、企業からの問い合わせが多いのも、優秀な人材を手放したくないということもあるかと思う。自前で保育施設を持つことで、子どもを産んだからといって、退職してしまう、優秀な人材がそこで埋もれてしまうということを防ぎたいという思いが企業にもあると思う。

その辺で、地域枠というのももちろん確保するということが条件にはなっているけれども、両方のメリットをうまく生かせるような企業内保育のあり方というもの、やはり区としても率先して指導していただきたいと思う。

もう一つは、この子ども・子育て会議というのがどうしても保育事業についての話題が多いかと思うが、子ども・子育て支援事業計画の中でもさまざまな施策がうたわれており、私たちはもう少し広い施策についても意見を求められる立場なのかと思う。新宿区の強みを生かした子育て支援を打ち出していくため、ひとり親や子どもの貧困なども含め、もう少し広い視野での議論ができる場になったらいいのかと思う。

(委員 I) どこかの自治体でひとり親になった女性に対して保育士、介護士、看護師の資格を取るための費用を助成する制度があると聞いたことがあった。新宿区ではそういう制度があるのか。

(事務局) ひとり親の方が資格を取るための費用を東京都が助成する制度があり、区が窓口になって案内する仕組みになっている。

(委員 A) 4月入園に一斉に0歳を受けるのではなくて、2期や4期に分けるなど、入園

の定員を分散することを検討していただきたい。

(事務局) 現在も一部の認可保育所と認定こども園で、3名から5名程度の10月入園枠を設けている。ホームページでも情報提供をしているので、ご確認いただければと思う。

7 事務連絡

(事務局) 次回開催についての説明。

8 閉会